

山梨県公報

第一千三百二十四号

平成十四年

九月三十日

月 曜 日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	五五
道路の供用開始(二件)	五五
都市計画事業の認可	五五
都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)	五六
建築基準法に基づく道路位置指定	五七
公告	
土地改良区役員の新任及び就任	五七
換地処分届出	五八
企業局	
山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程	五八
監査委員	
監査の結果に基づく措置状況	五八

告示

山梨県告示第三百九十一号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十四年九月三十日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
健康堂調剤薬局塩部店	甲府市塩部四丁目十六番三号

山梨県告示第三百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。
 平成十四年九月三十日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	甲府山梨線	甲府市下積翠寺町組境二番の一 地先から 甲府市上積翠寺町字平石七六番 の一地先まで	六四〇・〇	平成十四年 十月八日

山梨県告示第三百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。
 平成十四年九月三十日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
一般国道	四二三号	南都留郡道志村字神地八九八八 番の四地先から 南都留郡道志村字神地八九六五 番の一地先まで	二四四・〇	平成十四年 九月三十日

山梨県告示第三百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十四年九月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

中道町

二 都市計画事業の種類及び名称

東八代都市計画下水道事業中道町公共下水道

三 事業施行期間

平成十四年九月三十日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

東八代郡中道町大字中畑字居村の全部並びに大字中畑字村上、字立石、字向井、字欠下、字稲堰、字中原、字諏訪腰、字中畑及び字諏訪前の各一部並びに大字上山字別所、字横田、字稻川、字清水、字上ノ田、字居村、字上河原、字松林及び字南原の各一部並びに大字右左口中組及び字出口の全部並びに大字右左口字雨堤、字狐原、字左口、字清水窪、字山ノ神、字上組、字芝原、字前田保、字郷戸、字天神、字立石、字孫八原、字下組、字坊寺、字洞、字七覚上、字七覚下、字供養地、字岩窪、字後呂、字上山越、字下山越、字上数原、字宮沢、字松窪、字東原、字善藤郷、字西原、字善藤前、字習房、字上北窪及び字下北窪の各一部並びに大字下向山字土井平の全部並びに大字下向山字石塔、字梨子坂、字東原、字植木原、字菖蒲池、字小平、字新林、字三枚畑、字久保沢、字清水、字大沢、字三畑、字金沢、字前山、字天神、字小生坂、字山田、字前田、字佐久、字坊寺、字山王坂、字小平沢、字松本及び字女沢の各一部並びに大字下曾根字横田及び字広田の全部並びに大字下曾根字居屋敷、字山本、字塚田、字岩清水、字花立、字西河原、字長門田、字松木田、字白山尻、字一丁田、字前河原、字堰向及び字大正の各一部並びに大字上曾根字狭間及び字夕顔田の全部並びに大字上曾根字一丁田、字石原田、字朝日、字宮ノ下、字久保田、字平岡山、字山王、字町田、字西沼、字札木、字城越、字丸沼、字下古瀬、字上瀬古、字平屋敷、字木ノ下、字北瀬古、字北河原、字中河原、字沢越、字徳林、字前田、字西田、字勝山、字大町、字東畑、字金山、字狐田、字風門、字藪ノ内、字宿入、字会下田、字久根ノ内、字北田及び字四反田の各一部並びに大字白井字近フの全部並びに大字白井字鷹、字宮ノ腰、字上河原、字村中、字北反保及び字清水の各一部

2 使用の部分

なし

山梨県告示第三百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年九月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

甲府市

二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業甲府市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成九年山梨県告示第二百三十三号の事業地に甲府市里吉町、里吉一丁目、里吉二丁目、里吉三丁目、里吉四丁目、砂田町、酒折町、酒折一丁目、酒折二丁目、酒折三丁目、横根町、和戸町、桜井町、川田町、向町、国玉町、蓬沢町、蓬沢二丁目、上阿原町、七沢町、西高橋町、住吉三丁目、上今井町、下今井町、小瀬町、下鍛冶屋町、落合町、宮原町、堀之内町及び高室町の事業地を加える。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第三百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年九月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

三珠町

二 都市計画事業の種類及び名称

市川大門都市計画下水道事業三珠町公共下水道

三 事業施行期間

平成四年二月二十七日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成九年山梨県告示第三百二十一号の事業地に山梨県西八代郡三珠町大字大塚字小山、字西ノ窪、字梨ノ木、字上河原、字幅下、字神田、字後田、字桜塚、字岩清水、字供養塚、字東村、字西村、字掘込、字幅、字伊勢塚、字前田、字家向、字矢板、字印沢、字北ノ窪、字上ノ原及び字鳥居原の各一部を加え、字道林及び字下河原並びに大字上野字一城林地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第三百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月三十日

山梨県知事 天野 建

一 道路の位置

中巨摩郡昭和町西条字長登路一一二〇番一

二 道路の幅員

六・〇〇メートル

三 道路の延長

九・七一メートル

公 告

土地改良区役員 の 退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、相川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十四年九月三十日

山梨県知事 天野 建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	数野 幸男	甲府市古府中町二九五七番地	平成十四年三月三十日
	保坂 昭泰	上積翠寺町九六六番地	同
	保坂 二郎	屋形三丁目三番一〇号	同
	野村 好則	上積翠寺町一七一三番地	同
	水口 利長	下積翠寺町一一三四番地	同
	手沢 五郎	古府中町三一八七番地	同
	松土 昭夫	四七九八番地	同
	長田 耕一	岩窪町三六一番地	同
	雨宮 利光	塚原町五二三番地	同
	雨宮 誠	古府中町九五五番地	同
	中沢 賢一	塚原町七八四番地	同
監事	松本 方作	四八四番地	同
	山本 武雄	上積翠寺町四〇六番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	保坂 昭泰	甲府市上積翠寺町九六六番地	平成十四年三月三十一日
	雨宮 誠	古府中町九五五番地	同
	保坂 二郎	屋形三丁目三番一〇号	同
	野村 好則	上積翠寺町一七一三番地	同
	水口 利長	下積翠寺町一一三四番地	同
	山本 正明	古府中町三一三番地	同
	保坂 賢	二八〇二番地	同

同	松土 昭夫	同	四七九八番地	同
同	長田 耕一	同	岩窪町三六一番地	同
同	岡 憲幸	同	塚原町三三七番地	同
同	笹本 嘉敬	同	小松町三六五番地	同
監事	数野 幸男	同	古府中町二九五七番地	同
同	手沢 五郎	同	三一八七番地	同

換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、須玉町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年九月三十日

- 一 地区名 須玉町堰下西地区 山梨県知事 天 野 建
- 二 換地処分をした年月日 平成十四年六月十二日
- 三 換地処分をした土地の権利者数 十一人

企業局

山梨県企業局管理規程第八号

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年九月三十日

山梨県公営企業管理者 篠 原 洋
 山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程
 第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

- 一 事業所長 山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）第四条に規定する事業所の長をいう。
- 二 事業所次長 山梨県企業局組織規程第四条に規定する事業所の次長をいう。
- 三 専決 管理者から委任を受けた者（以下「受任者」という。）の権限に属する事務を常時受任者に代わって決裁することをいう。

第三条の次に次の一条を加える。

（事業所次長の共通専決事項）

第三条の二 事業所次長共通の専決事項は、次のとおりとする。

- 一 所属職員（事業所長及び事業所次長を除く。）の旅行の命令及びその復命の受理に關すること。
 - 二 所属職員（事業所長及び事業所次長を除く。）の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く）、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認及び週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）に關すること。
 - 三 所属職員の扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定に關すること。
 - 四 所属職員の児童手当の認定に關すること。
 - 五 軽易な証明書の発行に關すること。
- 附則
 この規程は、平成十四年十月一日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十四年九月三十日

山梨県監査委員 丸 山 義 朗
 同 早 川 正 秋
 同 前 島 茂 松
 同 宮 原 育 稔

動物環境保健センター

1 開催執行年月日 平成十四年5月17日

- | | |
|----------|---|
| 2 監査対象期間 | 平成13年度 |
| 3 指摘事項 | 飼えなくなった犬・猫の収集業務委託契約について、予定価格の積算に誤りがあり、委託費が過大に算定されていた。 |
| 4 講じた措置 | 予定価格調書の作成に関し、積算根拠をより明確にするとともに、チェック体制を強化し、適正な事務執行に努める。 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番